

令和5年度 定例報告に係るFAQ【歯科】

●定例報告の全般的事項

Q1：東海北陸厚生局からはがきが届きました。表面に「重要なお知らせ」と書かれており、裏面には、「施設基準の届出状況等の報告（定例報告）について」と書かれていますが、何を報告すればよいですか。

A1：施設基準を届け出ている保険医療機関等は、毎年7月1日現在における施設基準等の届出状況等の報告が必要となります。報告内容、様式及び方法等の詳細については、東海北陸厚生局ホームページに掲載の「令和5年度施設基準の定例報告」「4. 歯科」ページをご確認ください。

必要な報告様式は、当局ホームページからダウンロードしていただき、必要事項を記載の上、管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあっては指導監査課）に郵送で提出してください。

「医科」を標榜（併設）している医療機関は、「1. 病院」、「2. 有床診療所」又は「3. 無床診療所（医科）」の貴院が該当するページもご確認ください。

「令和5年度施設基準の定例報告」

1. 病院
2. 有床診療所
3. 無床診療所（医科）
4. 歯科
5. 薬局
6. 訪問看護ステーション

※ 令和5年度からはがきによるご案内に変更しています。

Q2：なぜ、自己点検を行うのですか。

A2：届け出ている施設基準については、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、速やかに変更の届出を行うこととされています。

定例報告においては、7月1日時点の届出状況について自己点検をお願いするものです。

なお、定例報告時期に限らず、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、速やかに変更の届出を行ってください。

参考通知：保医発 0304 第2号及び保医発 0304 第3号（いずれも令和4年3月4日付）第3 届出受理後の措置等

- 1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。

Q 3 : 様式のダウンロードや印刷ができない場合はどうしたらよいですか。

A 3 : 管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあつては指導監査課）にお問い合わせください。その際は、保険医療機関の名称、保険医療機関コード、所在地、ご担当者名等をお伝えください。

Q 4 : 定例報告の案内が送付されているか確認したいのですが。（定例報告案内が届いていない。）

A 4 : 定例報告の案内については、今年度からはがきでご案内させていただいています。原則すべての保険医療機関等に対し、7月初旬に発送させていただいています。発送日等については、お手数ですが、管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあつては指導監査課）にお問い合わせください。

Q 5 : 昨年の報告書様式を使用して提出してよいですか。

A 5 : 報告書様式については、毎年度、内容の改訂を行っていますので、必ず今年度（令和5年度）の様式を使用してください。

Q 6 : 報告書の内容に関する添付書類は必要ですか。

A 6 : 報告書の内容に関する添付書類は不要です。

Q 7 : 各様式中の「医療機関コード」欄は、どのように記載するのでしょうか。

A 7 : 7桁の指定通知書の番号を記載してください。

Q 8 : 報告書はどこへ提出すればよいのでしょうか。

A 8 : 管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあつては指導監査課）に郵送で提出してください。

Q 9 : 報告書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。

A 9 : 令和5年7月31日（月）までに郵送で1部提出してください。

※ 各県事務所には、十分な受付窓口や待合スペースがなく、また駐車場の確保も困難なことから、郵送による提出について特段のご理解とご協力をお願いします。

※ なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により各医療機関において業務の実施に一定の影響が生じている現状を鑑み、やむを得ず報告が遅延する場合は、提出先の各県事務所（愛知県にあつては指導監査課）にその旨を申し出てください。

Q10 : 届け出ている施設基準を確認したいのですが。

A10 : 届出のあった施設基準等の一覧※を当局ホームページに掲載していますので、以下のリンク先からご確認ください。

※「届出受理医療機関名簿」でご確認ください。

(リンク先) [「届出受理医療機関名簿」の掲載ページ](#)

Q11：届け出ている施設基準について自己点検を行った結果、要件を満たしていない施設基準が確認されました。どのように報告したらよいですか。

A11：「**歯科** 施設基準の届出の確認について（報告）」の「＜要件を満たしていない施設基準名＞」欄に該当する施設基準名を記載していただき、併せて辞退届を提出してください。

なお、下位区分への変更が必要な場合は上記報告様式へ同様に記載し、変更届の提出をお願いします。

ただし、実績要件等については、コロナ禍における臨時的な取扱いがあります。「[新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）](#)」（令和2年8月31日事務連絡）（令和5年5月8日以降は、「[新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて](#)」（令和5年4月6日保険局医療課事務連絡））をご確認ください。

具体的な手続き方法については、所在地を管轄する東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあっては指導監査課）へお問い合わせください。

(リンク先) [「施設基準に係る辞退届」の掲載ページ](#)

Q12：届け出ている施設基準について自己点検を行った結果、全て要件を満たしていることを確認しましたが、何か提出しなければいけないのでしょうか。

A12：「**歯科**施設基準の届出の確認について（報告）」の提出は不要です。

次に、東海北陸厚生局ホームページの「(B) 施設基準の届出状況等の報告」欄に進んでください。【報告確認ツール】（エクセルファイル）に医療機関コードを入力することで、保険医療機関ごとに必要な報告様式が確認できます。

なお、【報告確認ツール】（エクセルファイル）に医療機関コードを入力して、『※「要提出」欄に○がなく、△の実績がなく、かつ番号「12」に該当しない場合は報告（提出）不要です。』と表示された場合であって、「△」、「番号 12」にも該当しない場合は、今回提出していただく書類はありません。

Q13：届出が不要である施設基準（明細書発行体制等加算等）について、自己点検や報告が必要でしょうか。

A13：自己点検は必要です。届出が不要である施設基準（明細書発行体制等加算等）のみ要件を満たさない場合は、「**歯科** 施設基準の届出の確認について（報告）」の「ア」に該当するため、提出は不要です。

Q14：届出事項について変更（従事者の変更等）が生じていた場合、何か手続が必要でしょうか。

A14：平成30年度診療報酬改定以降は、従事者等に変更があっても、施設基準を満たしている場合には変更の届出が不要となりました。

ただし、神経学的検査、精密触覚機能検査、画像診断管理加算1、2及び3、歯科画像診断管理加算1及び2、麻酔管理料（I）、歯科麻酔管理料、歯科矯正診断料並びに顎口腔機能診断料について、届け出ている医師に変更があった場合等、その都度届出を行う必要があります。

なお、CAD/CAM装置（連携する歯科技工所もしくは当該技工所が使用する装置）に変更があった場合の届出は、令和2年5月7日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その9）」により不要となりましたが、使用するCAD/CAM装置について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく届出が行われている機器であること、CAD/CAM冠用材料との互換性が制限されない機器であること等について自院で確認を行う必要があります。

（※ 届出事項の変更届は、該当する届出様式（届出書添付書類）を用いて届出を行います。その際、別添7（基本診療料の場合）又は別添2（特掲診療料の場合）の届出書に「変更届」である旨及び「変更の理由」を簡単に記載（例「従事者の変更」等）していただき、該当する届出様式（届出書添付書類）と共に1部提出してください。）

●個々の報告書類に関する事項

1. 「番号2」歯科点数表の初診料の注1の施設基準に係る報告書（様式2の7）関係

Q15：歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準の届出を行っていますが、報告の必要はありますか。

A15：院内感染対策の実施状況等について毎年報告が必要です。

Q16：常勤歯科医師の院内感染防止対策に関する研修の受講歴について、4年以内の受講について記載することとなっていますが、7月1日時点で4年以内ということでしょうか。

A16：7月1日時点で、過去4年以内に受講している研修を記載してください。

なお、令和4年度診療報酬改定により受講が必要な項目として追加された「標準予防策及び新興感染症に対する対策」については、経過措置（受講の猶予期間）が設けられていることから、令和4年3月31日において、現に歯科点数表の初診料の注1の届出を行っている保険医療機関で、過去4年以内に「標準予防策及び新興感染症に対する対策」に関する研修の受講歴がない場合は、令和4年度改定前の基準における院内感染防止対策に係る研修の受講歴を記載してください。

（補足）研修要件にかかる取扱いについては、歯科点数表の初診料の注1の施設基準に規定する院内感染防止対策に係る研修について、4年以内の受講が必要とされているが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当該研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合、届出を辞退する必要はなく、引

き続き算定可能ですが、当該特例については、令和5年9月30日に終了します。（「[新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて](#)」（令和5年4月6日保険局医療課事務連絡の2（5）②より））

2. 「番号6」選定療養及び歯科衛生実地指導等の実施状況報告書（別紙様式5）関係

Q17：これまで報告を行っている価格と相違はないが、報告の必要はありますか。

A17：前年7月1日から当年6月30日の間に全項目の診療実績がない場合は、報告の必要はありませんが、期間内に診療実績がある場合には、価格の変更がない場合であっても報告は必要です。

Q18：これまで報告を行っている価格と相違がある場合、何か手続きが必要でしょうか。

A18：これまでの報告と価格の相違がある場合には、定例報告とは別に、速やかに変更の報告が必要です。

3. 「番号9」医薬品の治験に係る実施報告書（別紙様式6）、「番号10」医療機器の治験に係る実施報告書（別紙様式8）、「番号11」再生医療等製品の治験に係る実施報告書（別紙様式15）関係

Q19：医薬品の治験に係る実施報告書（別紙様式6）、医療機器の治験に係る実施報告書（別紙様式8）、再生医療等製品の治験に係る実施報告書（別紙様式15）は提出する必要がありますか。

A19：事前に報告を行っており、前年7月1日から当年6月30日までの間の実績がある場合は、提出する必要があります。実績がない場合は提出不要です。